

# 光市分別収集計画

第10期（令和5年度～令和9年度）

令和4年6月

光 市

# 光市分別収集計画

令和4年6月24日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、周南東部環境施設組合（構成：光市、下松市）後畑不燃物埋立処理場の延命化を図るため、平成20年4月、リサイクルセンター「エコぱーく」の稼働に伴い、プラスチック製容器包装をはじめとした不燃系ごみの分別収集を開始し、更なるごみの再資源化に向けた取組を進めているところである。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方針を以下に示す。

市民・事業者・行政が一体となり、3Rの考え方に基づく「ごみの発生・排出抑制の推進」、「ごみの再資源化の推進」、「ごみの適正処理の推進」を基本方針とした各種施策を展開した上で、循環利用できないごみについては環境に影響のない形で適正な処分を行う。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙パック、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

計画期間5年間の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、次のとおりとする。

|         | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和9年度   |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 容器包装廃棄物 | 1,365 t | 1,350 t | 1,336 t | 1,320 t | 1,304 t |

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

### （1）光市廃棄物減量等推進審議会

市民、事業者及び学識経験者等で組織し、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について審議を行う。

### （2）ごみ減量等推進委員制度

地域におけるごみの適正な分別、排出の指導を行うごみ減量等推進委員を自治会単位で選出し、ごみの減量化や再資源化を推進する。

### （3）環境学習・啓発活動の推進

世代に応じた環境学習の開催に努めるとともに、各自治会や団体を対象とした各種「出前講座」の実施、ごみ処理施設や再生可能エネルギー施設の見学機会の提供など、市民の環境問題に対する理解を深める。

また、ごみの減量化を進めるための市民意識の高揚を目指すため、各種イベント等を活用した啓発活動に努める。

### （4）マイバッグ等持参運動の推進

事業者、消費者団体、県並びに市町で構成する「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」のレジ袋無料配布中止などの取組に積極的に参加し、ごみの減量化や石油資源の消費抑制、地球温暖化防止を図る。

### （5）エコショップ認定制度の推進

マイバッグ等持参運動、過剰包装の自粛、資源物店頭回収、再生商品販売等を実践している小売店舗をエコショップと認定し、広く市民に周知することにより、ごみの発生抑制や再資源化の推進を図る。

### （6）古紙類減量化に向けた制度の充実

可燃ごみの多くを占める「古紙類」の再資源化に向け、紙製容器をはじめとする雑がみ類等、古紙類収集体制の拡充を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
(法第8条第2項第3号)

後畑不燃物埋立処理場の残余容量、リサイクルセンター「エコぱーく」の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、光市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

| 容器包装廃棄物の種類  |                                      | 収集に係る分別の区分    |
|---|--------------------------------------|---------------|
| 主としてスチール製の容器  |                                      | びん・缶類         |
| 主としてアルミ製の容器   |                                      |               |
| 主として<br>ガラス製の<br>容器                                   | 無色のガラス製容器<br>茶色のガラス製容器<br>その他のガラス製容器 |               |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く） |                                      | 紙パック          |
| 主として段ボール製の容器  |                                      | 段ボール          |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの     |                                      | ペットボトル        |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                           |                                      | 容器・包装用プラスチック類 |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、下表のとおりとする。

|   | 令和5年度         |      | 令和6年度         |      | 令和7年度         |      | 令和8年度         |      | 令和9年度         |      |
|---|---------------|------|---------------|------|---------------|------|---------------|------|---------------|------|
| 主としてスチール製の容器  | 34 t          |      | 34 t          |      | 34 t          |      | 34 t          |      | 34 t          |      |
| 主としてアルミ製の容器   | 72 t          |      | 71 t          |      | 70 t          |      | 69 t          |      | 68 t          |      |
| 無色のガラス製容器   | (合計)<br>68 t  |      | (合計)<br>67 t  |      | (合計)<br>66 t  |      | (合計)<br>65 t  |      | (合計)<br>64 t  |      |
|   | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 |
|   | 68 t          | t    | 67 t          | t    | 66 t          | t    | 65 t          | t    | 64 t          | t    |
| 茶色のガラス製容器   | (合計)<br>85 t  |      | (合計)<br>84 t  |      | (合計)<br>83 t  |      | (合計)<br>82 t  |      | (合計)<br>81 t  |      |
|   | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 |
|   | 85 t          | t    | 84 t          | t    | 83 t          | t    | 82 t          | t    | 81 t          | t    |
| その他のガラス製容器  | (合計)<br>27 t  |      | (合計)<br>27 t  |      | (合計)<br>27 t  |      | (合計)<br>27 t  |      | (合計)<br>27 t  |      |
|   | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 |
|   | 27 t          | t    | 27 t          | t    | 27 t          | t    | 27 t          | t    | 27 t          | t    |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)           | 1 t           |      | 1 t           |      | 1 t           |      | 1 t           |      | 1 t           |      |
| 主として段ボール製の容器  | 100 t         |      | 99 t          |      | 98 t          |      | 97 t          |      | 96 t          |      |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | (合計)<br>104 t |      | (合計)<br>103 t |      | (合計)<br>102 t |      | (合計)<br>101 t |      | (合計)<br>100 t |      |
|   | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 |
|   | 104 t         | t    | 103 t         | t    | 102 t         | t    | 101 t         | t    | 100 t         | t    |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                                     | (合計)<br>576 t |      | (合計)<br>570 t |      | (合計)<br>564 t |      | (合計)<br>557 t |      | (合計)<br>550 t |      |
|   | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 | 引渡数量          | 独自処理 |
|   | 576 t         | t    | 570 t         | t    | 564 t         | t    | 557 t         | t    | 550 t         | t    |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定は、直前年度である令和3年度の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算定した。

| 年 度                               | 令和5年度    | 令和6年度    | 令和7年度    | 令和8年度    | 令和9年度    |
|-----------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 推計人口<br><small>(住民基本台帳人口)</small> | 48,658 人 | 48,137 人 | 47,616 人 | 47,059 人 | 46,501 人 |
| 対前年度<br>人口変動率                     | 98.94%   | 98.93%   | 98.92%   | 98.83%   | 98.82%   |

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集を実施する者は、下表のとおりとする。

| 容器包装廃棄物の種類 |                 | 収集に係る<br>分別の区分 | 収集・運搬段階    | 選別・保管等段階               |
|------------|-----------------|----------------|------------|------------------------|
| 缶          | スチール製           | びん・缶類          | 委託による定期収集  | 一部事務組合<br>(周南東部環境施設組合) |
|            | アルミ製            |                |            |                        |
| びん         | 無色のガラス製容器       |                |            |                        |
|            | 茶色のガラス製容器       |                |            |                        |
|            | その他のガラス製容器      |                |            |                        |
| 紙類         | 段ボール            |                |            |                        |
|            | 飲料用紙パック         | 紙パック           | 資源回収等による回収 |                        |
| プラスチック     | ペットボトル          | ペットボトル         | 委託による定期収集  | 一部事務組合<br>(周南東部環境施設組合) |
|            | その他のプラスチック製容器包装 | 容器・包装用プラスチック類  | 委託による定期収集  |                        |

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備は、下表のとおりとする。

| 分別収集する容器<br>包装廃棄物の種類 | 収集に係る<br>分別の区分    | 収集容器  | 収集車                               | 中間処理   |
|----------------------|-------------------|-------|-----------------------------------|--|
| スチール製容器              | びん・缶類             | 指定袋   | 2 t<br>パッカー車                      | 周南東部環境施設組合<br>リサイクルセンター<br>「えこぱーく」<br>(選別・圧縮・保管) |
| アルミ製容器               |                   |       |                                   |  |
| 無色のガラス製容器            |                   |       |                                   |  |
| 茶色のガラス製容器            |                   |       |                                   |  |
| その他のガラス製容器           |                   |       |                                   |  |
| 段ボール                 | 段ボール              | ひもで結束 | 2 t パッカー車<br>2 t 平ボディ車            | 資源回収業者に搬入<br>後、リサイクル                             |
| 飲料用紙パック              | 紙パック              |       |                                   |  |
| ペットボトル               | ペットボトル            | 指定袋   | 2 t、4 t<br>平ボディ車<br><br>2 t パッカー車 | 周南東部環境施設組合<br>リサイクルセンター<br>「えこぱーく」<br>(選別・圧縮・保管) |
| その他のプラスチック<br>製の容器包装 | 容器・包装用<br>プラスチック類 | 指定袋   | 2 t、4 t<br>平ボディ車<br><br>2 t パッカー車 | 周南東部環境施設組合<br>リサイクルセンター<br>「えこぱーく」<br>(選別・圧縮・保管) |

※ 周南東部環境施設組合リサイクルセンター「えこぱーく」(処理能力33t/日)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

ごみの再資源化を推進するためには、ごみを排出する段階から分別が徹底されることが重要であることから、住民説明会の開催や各種イベントを活用した啓発活動を継続し、分別体制の周知徹底に努める。

また、光市廃棄物減量等推進審議会を活用し、ごみの減量化や再資源化に向けた取組みに対する意見等を求めるとともに、地域におけるごみの適正な分別、排出の指導を行うごみ減量等推進委員と連携を図りながら、円滑かつ効率的に容器包装廃棄物の分別収集を実施する。

資源ごみ等については、自治会・子ども会等市民団体による住民参加型の再資源化促進を目指し、現行の集団回収制度の充実に努める。